

懲戒処分書

(氏名) [Redacted]	(現官職) 裁 判 所 事 務 官 [Redacted] 級
(処分の内容) 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第82条第1項 第1号及び第2号により懲戒処分として戒告する	
平成26年11月19日 任命権者 最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎 	

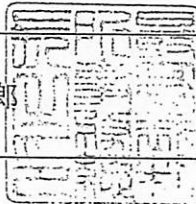
処 分 説 明 書

(教示)

- この処分についての不服申立ては、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第90条及び第90条の2並びに裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則13-1の規定により、この処分説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、最高裁判所に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- この処分についての処分の取消しの訴えは、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する最高裁判所の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、最高裁判所の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 不服申立てがあった日から3箇月を経過しても、最高裁判所の裁決又は決定がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する最高裁判所の裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、最高裁判所の裁決又は決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

1 処分者

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎



2 被処分者

所 属

最高裁判所

氏名（ふりがな）

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

官 職

裁判所事務官（人事局参事官）

級及び号俸

■■■■■■■■■■ 級 ■■■■ 号俸

3 処分の内容

処分発令年月日

平成26年11月19日

処分効力発生年月日

平成26年11月19日

処分説明書交付年月日

平成26年11月19日

根拠法令

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法
第82条第1項第1号及び第2号

処分の種類及び程度

戒 告

裁判所職員臨時措置法において
準用する国家公務員倫理法
第26条による承認年月日
年 月 日

刑事裁判との関係

(1) 起訴年月日 ■■■■年■■■月■■■日
(2) 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員
法第85条による承認年月日 ■■■■年■■■月■■■日

処分の理由

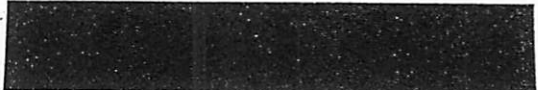
別紙のとおり

(別紙)

被処分者は、平成 年 月 日から最高裁判所事務総局人事局参事官として裁判所職員採用試験等の試験事務を担当する者であって、試験事務について同局 の担当 及び試験第二係長以下の係員を指導監督するとともに、必要に応じて過誤防止態勢を構築するなどして、試験事務を適正に実施する職責を負っている者であるが、試験第二係においては従前、採点処理システムから出力された合否判定資料の正確性を担保するための事務処理手順が定められておらず、実際にも、合否判定資料の記載内容の点検作業を行っていなかったにもかかわらず、漫然と従前の事務処理方法を踏襲し、試験第二係をして採点処理及び合否判定資料の作成を行わせたため、平成26年8月8日に最終合格発表を行った裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験，法律・経済区分。以下「BX試験」という。）の第2次試験の受験者について、憲法の得点が誤った合否判定資料が作成され、誤った資料に基づいて合否判定が行われるという過誤を生じさせたことから、BX試験の第3次試験の再試験を実施することとなるなど、裁判所職員採用試験の適正な実施に対する裁判所の信用を著しく失墜させるという重大な結果を生じさせたものである。

平成 26 年 11 月 19 日

最高裁判所事務総長 殿

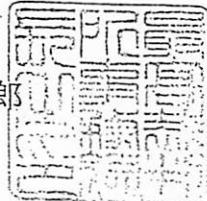
所 属 最高裁判所事務総局人事局
官 職 裁判所事務官（人事局参事官）
氏 名 

受 領 書

- 1 懲戒処分書 1 通
- 2 処分説明書 1 通

上記の書類を本日受領しました。

懲戒処分書

(氏名) [REDACTED]	(現官職) 裁判所事務官 [REDACTED] 級
(処分の内容) 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第82条第1項 第1号及び第2号により懲戒処分として戒告する	
平成26年11月19日 任命権者 最高裁判所事務総長 戸倉三郎 	

処 分 説 明 書

(教示)

- 1 この処分についての不服申立ては、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第90条及び第90条の2並びに裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則13-1の規定により、この処分説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、最高裁判所に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する最高裁判所の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、最高裁判所の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 不服申立てがあった日から3箇月を経過しても、最高裁判所の裁決又は決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する最高裁判所の裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、最高裁判所の裁決又は決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

1 処分者		
最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎		
2 被処分者		
所 属 最高裁判所	氏名（ふりがな） [REDACTED]	
官 職 裁判所事務官 ([REDACTED])	級及び号俸 [REDACTED] 級 [REDACTED] 号俸	
3 処分の内容		
処分発令年月日 平成26年11月19日	処分効力発生年月日 平成26年11月19日	処分説明書交付年月日 平成26年11月19日
根拠法令 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法 第82条第1項第1号及び第2号		処分の種類及び程度 戒 告
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法 第26条による承認年月日 年 月 日	刑事裁判との関係 (1) 起訴年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 (2) 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員 法第85条による承認年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日	
処分の理由 別紙のとおり		

(別紙)

被処分者は、平成 年 月 日から最高裁判所事務総局人事局 として、裁判所職員採用試験等の試験事務を担当する者であって、試験事務について同課試験第二係長以下の係員を指導監督するとともに、必要に応じて過誤防止態勢を構築するなどして、試験事務を適正に実施する職責を負っている者であるが、試験第二係においては従前、採点処理システムから出力された合否判定資料の正確性を担保するための事務処理手順が定められておらず、実際にも、合否判定資料の記載内容の点検作業を行っていなかったにもかかわらず、漫然と従前の事務処理方法を踏襲し、試験第二係をして採点処理及び合否判定資料の作成を行わせたため、平成26年8月8日に最終合格発表を行った裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験，法律・経済区分。以下「BX試験」という。）の第2次試験の受験者について、憲法の得点が誤った合否判定資料が作成され、誤った資料に基づいて合否判定が行われるという過誤を生じさせたことから、BX試験の第3次試験の再試験を実施することとなるなど、裁判所職員採用試験の適正な実施に対する裁判所の信用を著しく失墜させるという重大な結果を生じさせたものである。

平成 26 年 11 月 19 日

最高裁判所事務総長 殿

所 属 最高裁判所事務総局人事局

官 職 裁判所事務官 ([REDACTED])

氏 名 [REDACTED]

受 領 書

1 懲戒処分書 1 通

2 処分説明書 1 通

上記の書類を本日受領しました。